

議案第19号

北播磨3市1町消防広域化協議会の設置について

西脇市、加西市、加東市及び多可郡多可町の消防広域化に関する協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条第3項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、北播磨3市1町消防広域化協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川暢三

北播磨3市1町消防広域化協議会規約

(設置)

第1条 西脇市、加西市、加東市及び多可町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条第3項の規定に基づき、消防広域化の基本的事項について協議するため、北播磨3市1町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防広域化に係る調査研究に関する事項
- (2) 消防広域化に関する基本的事項
- (3) 消防の将来ビジョンの策定に関する事項
- (4) その他消防の広域化に関し必要な事項

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、加東市に置く。

(組織)

第4条 協議会は会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

2 委員の定数は、8名とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、関係市町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町議会の議長

2 委員は、非常勤とする。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第10条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第2条各号に掲げる事項について協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、関係市町が負担する。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町

の例により会長が別に定める。

(費用弁償)

第14条 協議会の会長、副会長、委員及び監事は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(審議資料)

西脇市、加西市、加東市及び多可町が消防広域化の基本的事項について協議するため、規約を定め3市1町消防広域化協議会を設立することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。